

## 「日本スポーツ栄養研究誌」投稿規程

### 1. 雑誌の目的と編集方針

日本スポーツ栄養研究誌（The Japanese Journal of Sports Nutrition）は、日本スポーツ栄養学会の学会誌として、スポーツ栄養学における科学的根拠を蓄積し、発信することを目的とする。掲載する内容は、依頼原稿も含めて査読審査（peer-review）により科学的妥当性及び専門領域における価値が一定水準以上と認められたものとする。

### 2. 投稿資格と条件

投稿原稿の筆頭著者及び連絡責任著者は本会会員とする。共著者は非会員でもよい。但し、依頼原稿の場合は、この限りではない。なお、投稿者は、研究や実践活動の計画の考案・作成、データ収集・解析、原稿作成と修正、最終原稿の確認のいずれかに携わった者でなければならない。

### 3. 著作権

掲載された論文等の著作権は日本スポーツ栄養学会に属する。本誌に掲載した論文の無断転載を禁ずる。

### 4. 投稿内容

- 1) 投稿原稿の条件：投稿論文の内容は、他誌に未発表のもので、スポーツ栄養学の進歩に寄与するものとする。
- 2) 原稿の区分、内容は以下の表のとおりとする。

区分	内容
I. 総説	あるテーマについて、これまでの研究・調査論文もしくは事例報告論文を総括および解説したもの。
II. 研究・調査に関する報告	
原著	研究・調査に関する論文で、科学的価値のある事実を含むもの。
短報	研究・調査に関する論文で、原著としてはまとまらないが、科学的価値のある事実を含み、報告に値するもの。
III. 事例報告※	
スポーツ栄養マネジメント報告	スポーツ栄養の現場で活動する者が、スポーツ栄養マネジメントの流れに沿って行った栄養指導・サポート活動において得られた経験のなかで、事例として報告に値すると判断されたもの。
実践活動報告	スポーツ栄養の現場で活動する者が、日常的に行っている業務や栄養指導・サポート活動の中で新たに実施した試み、改善および工夫などで報告するに値すると判断されたもの。
症例報告	単一あるいは少数の選手・チーム等が実施している栄養学的な手法の経過・成果、もしくはその選手やチームの現状を丁寧に報告したもの。
実践活動/症例報告ショートレポート	A4 仕上がり 2 ページ（約3,000字）以内で簡潔にまとめられた実践活動/症例報告。
IV. 資料	スポーツ栄養に関する指針などの資料、海外の動向、勉強会等の活動報告など、スポーツ栄養にかかわる活動上、記録にとどめる価値のある資料や有益な情報の紹介。

※スポーツ栄養の現場で、栄養指導・サポートを行うなかで得られた経験・情報で、共有に値する（他のスポーツ栄養士や研究者にとって有用なもの）と判断されたものの報告のことを指す。対照群を設けて、栄養指導や介入の効果を比較検討したものや、大規模調査などで得られたデータに関して詳細な統計処理を行ったものは、原稿区分を「研究・調査に関する報告」へと変更を依頼する場合がある。その際、適切な倫理審査による承認を受けたものでない原稿は、掲載不可と判断される場合がある。

- 3) 原稿の言語：原則として和文とする。ただし、表、図、写真の説明はこの限りでない。英文を用いる必要性のある場合はこれを認めるが、英文校閲料の実費は投稿者の負担とする。
- 4) 原稿の形式：別に定める【執筆要項】に従うこと。

## 5. 倫理的事項

### 1) 倫理審査

①人を対象とし、人由来の情報・試料に関する科学研究を取り扱う論文では、その実験はヘルシンキ宣言 (<https://www.wma.net/what-we-do/medical-ethics/declaration-of-helsinki/>) で承認された倫理基準、または文部科学省・厚生労働省・経済産業省により制定された「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyuu/i-kenkyu/index.html>) に従って実施されなければならない。また、ヒトゲノム及び遺伝子を取り扱う実験も同様に前述の指針等に従って行われなければならない。編集委員会では、原則として、所属機関の倫理委員会の承認を得た後に実施された研究に限りその論文の投稿を受け付ける。当該研究がこれらのガイドラインに従って実施されたことを投稿論文内に明記し、さらに所属機関の倫理委員会が発行した承認書の承認番号を論文中に記載するものとする。

②実験動物を対象とした研究は、環境省により制定された「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」([https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/laws/nt\\_h25\\_84.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h25_84.pdf)) や文部科学省によって制定された「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/06060904.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm)) 等を遵守して行われた研究でなければならない。投稿論文内にはその旨を必ず明記し、所属機関の動物実験委員会等が発行した当該動物実験承認書の承認番号を論文中に記載するものとする。

③事例報告においては、必ずしも倫理審査を必要としない。ただし、倫理的な配慮を記載すること。具体的には、a) 当該チームまたは個人とサポート・指導内容を共同で計画し、その実施について承認を得ていること、b) 個人情報適切に扱われていること、c) 論文投稿について当該チームまたは個人から同意を得ていることなどを記載すること。また、掲載に関する一切の責任は著者自身が負うこと。

### 2) 謝辞

投稿原稿の内容について、政府・企業・団体等からの研究費助成、資料提供、物品および便宜供与等を受けた場合は、その旨を記述する。また、共著者には含まれないが、原稿の内容や作成において、多大な協力のあった者については、ここに記載する。

### 3) 利益相反 (conflict of interest)

投稿原稿の研究内容について、当該論文の発表により特定の団体等が利益を受ける可能性のある場合は、その団体との利益相反が発生した時期にかかわらず、全ての利益相反状態を記載する。利益相反状態に該当しない場合は、論文末尾に「利益相反自己申告：申告すべきものはなし」と記載するものとする。

### 4) 著者の資格と著者貢献

著者貢献に関して、the International Committee of Medical Journal of Editors (ICMJE) のrecommendations (<https://www.icmje.org/recommendations/browse/roles-and-responsibilities/defining-the-role-of-authors-and-contributors.html>) ならびに日本学術振興会の研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>) に従い、投稿原稿の研究における全ての著者の貢献(役割)を明確に説明するものとする。著者全員の研究論文に対する貢献について、著者のイニシャルを使って記載するものとする。但し、ショートレポートについては著者貢献の記述は不要とする。

なお、ICMJEでは、以下の4条件(上記の日本学術振興会の研究倫理教育教材p66-67より引用)すべてを満たす者を著者としており、これらの条件を満たさない者は謝辞に記載する。

1. 研究の構想・デザインや、データの取得・分析・解釈に実質的に寄与していること
2. 論文の草稿執筆や重要な専門的内容について重要な校閲を行なっていること
3. 出版原稿の最終版を承認していること
4. 論文の任意の箇所の正確性や誠実さについて疑義が指摘された際、調査が適正に行われ疑義が解決されることを保証するため、研究のあらゆる側面について説明できることに同意していること

## 6. 投稿から掲載までの流れ

### 1) 投稿する原稿の確認

投稿の際には以下のものを揃える。

- ①投稿手続き票
- ②著作権譲渡承諾書
- ③投稿原稿チェックリスト

- ④利益相反開示書
- ⑤原稿本文（Wordファイル）
- ⑥図表（Word、Excel、PowerPoint、PDF、JPEGなどのファイル形式）

## 2) 投稿方法

実践活動/症例報告ショートレポート以外は、連絡責任著者がオンライン投稿審査システム「Editorial Manager<sup>®</sup>」(<https://www.editorialmanager.com/jjsn/>)を使用して投稿する。

実践活動/症例報告ショートレポートは、編集事務局（jsna@med.omura.jp）宛にEメールにてファイル一式を投稿する。

## 3) 審査

原則として2名以上の査読者による論文内容の審査を行う。編集委員会は査読者を決定し、その審査結果を踏まえて編集委員会が最終的な採否を決定する。編集委員会は、原稿内容の修正および「原稿の区分」の変更を審査過程において投稿者に求めることがある。

## 4) 投稿原稿の修正

編集委員会からの通知により修正等を求められた投稿者は、その通知から2カ月以内に査読者への回答および修正原稿（修正箇所を赤字もしくは下線等で明示したものを、オンライン投稿審査システムを通じて提出しなければならない。その期間を超えた場合には、投稿を取り下げたものとして処理する。（なお、健康上の理由や遠征帯同・サポートなどによる長期の不在等、考慮しうる事情のある場合は、投稿者は修正の遅延の理由と提出予定日を編集事務局宛に連絡する。編集委員会は、理由や期限について検討し、遅延の可否について判断する。）

原則、投稿後の著者の追加や順序の変更等は認めない。投稿後に、著者名の追加、削除や順序の変更を行う場合は、すべての著者の同意を得た上で、その旨および変更の理由を書面（査読結果に対する回答書等）にて説明しなければならない。

## 5) 論文の採否

投稿論文の採否は、複数の査読者が査読し、編集委員会において決定する。

## 6) 採択後のプロセス

- ①編集委員会が掲載可とした日を「受理日」とする。投稿原稿の掲載順は、原則として受理日の順とし、編集委員会がその決定を行う。
- ②英文抄録は、編集委員会において英文校正を行い、それを基に投稿者が最終原稿を作成する。
- ③著者校正は、初校のみとし、原則として誤字・脱字以外の加筆・修正は認めない。2校以降は、著者校正に基づき、編集委員会が行う。
- ④受理された論文は、掲載予定号の印刷前に日本スポーツ栄養学会のホームページ（会員専用ページ）にて公開する。

## 7) 原稿掲載料および英文校閲料

掲載の許可がおりた後、本学会からの請求により、原稿1編につき、「総説」、「原著」、「短報」は10,000円、「スポーツ栄養マネジメント報告」、「実践活動報告」、「症例報告」、「資料」は5,000円、「実践活動症例報告ショートレポート」は3,000円 の原稿掲載料を指定の口座へ支払う。また、英文抄録が含まれる原稿に関しては、5,000円の英文校閲料を指定の口座へ支払う。論文にカラー図表が含まれていた場合、カラー頁は、1ページあたり25,000円の掲載料を著者が負担する。ただし、依頼原稿については、この限りではない。なお、期日までに原稿掲載料および英文校閲料の支払いが行われなかった場合には、掲載を取り消すことがある。

## 8) 別刷

掲載された論文については、PDFファイルを作成する（別刷印刷は行わない）。

## 7. 規程の改定

本規程の改定は、編集委員会にて行い、理事会の承認を得る。

（一部改定：2023年2月28日）

日本スポーツ栄養研究誌に関する問い合わせ先  
日本スポーツ栄養研究誌編集事務局（大村印刷株式会社内）  
E-mail: jsna@med.omura.jp

## 「日本スポーツ栄養研究誌」執筆要項

### 1. 投稿原稿の構成

投稿原稿は、以下に示すように1) 表紙、2) 本文、3) 和文抄録、4) 英文抄録（総説、原著、短報の場合のみ）、5) 図表で構成する。各項目の詳細は以下のとおりである。

#### 1) 表紙

論文タイトル、投稿者氏名、所属機関および部署名、連絡責任者の情報（氏名、郵便番号、住所、電話番号、E-mailアドレス）、原稿の区分（総説、原著、短報、スポーツ栄養マネジメント報告、実践活動報告、症例報告、実践活動／症例報告ショートレポート、資料のいずれか）、図表の数、キーワード（3～5個、ショートレポートの場合は不要）を記載する。著者の貢献について特記事項がある場合は記載する。

#### 2) 本文

原則以下の項目に沿って本文を構成すること。

##### ①原著・短報の場合

I. 緒言、II. 方法、III. 結果、IV. 考察、V. 結論、謝辞、利益相反、著者貢献、文献

##### ②スポーツ栄養マネジメント報告の場合

I. スポーツ栄養マネジメントの目的、II. 対象とマネジメント内容、III. 結果、IV. 考察、V. 結論、謝辞、利益相反、著者貢献、文献

##### ③実践活動報告の場合（ショートレポートを含む）

I. 事業・サポート活動の目的、II. 事業・サポート活動の内容、III. 事業・サポート活動の成果、IV. 今後の課題、謝辞、利益相反、著者貢献、文献

但し、ショートレポートについては著者貢献の記述は不要とする。

##### ④症例報告の場合（ショートレポートを含む）

I. はじめに、II. 症例、III. 考察、IV. 結論、謝辞、利益相反、著者貢献、文献

但し、ショートレポートについては著者貢献の記述は不要とする。

##### ⑤総説および資料の場合

本文（必要に応じて見出しをつける[下記 3-11 を参照]）、謝辞、利益相反、著者貢献、文献

### 3) 和文抄録

原則以下の項目に沿って和文抄録を構成すること。

#### ①原著・短報の場合

【目的】、【方法】、【結果】、【結論】に分けて、600字以内にまとめる。

#### ②スポーツ栄養マネジメント報告の場合

【目的】、【マネジメント内容】、【結果】、【結論】に分けて、600字以内にまとめる。

#### ③実践活動報告の場合

【目的】、【活動内容】、【成果】、【今後の課題】に分けて、600字以内にまとめる。

#### ④症例報告の場合

【症例】、【結論】に分けて、600字以内にまとめる。

#### ⑤実践活動/症例報告ショートレポートの場合

概要を150字以内にまとめる。

#### ⑥総説および資料の場合

本文の内容を600字以内にまとめる（必ずしも項目毎に分ける必要は無い）。

#### 4) 英文抄録

総説、原著、短報については英文抄録を作成すること。英文抄録の最初には英語の[Title]、[Author (s)]、[Affiliation (s)]を記載する。原著・短報については[Aim]、[Methods]、[Results]、[Conclusion]の項目に沿って構成し、250words以内にまとめる。総説の場合には、項目毎に分ける必要は無い。

#### 2. 原稿の作成フォーマット

- 1) パーソナルコンピューターを用い、本文は A4 判用紙を縦置きとして、横書きで作成する。図表は本文とは別のファイルに分け、それぞれ下記の汎用ソフトで作成する。  
本文ファイル：Microsoft Office Word  
図表ファイル：Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint、PDF、JPEG
- 2) 1 頁あたり40字×25行とし、余白を上下各30mm、左右各20mmに設定する。
- 3) フォントは、10.5ポイント以上のものを使用すること。
- 4) 表紙から和文抄録もしくは英文抄録までには、通し頁（原稿下部の中央）および行番号（全頁での通し番号）をすべての行につける。
- 5) 数字には算用数字を用い、数字や英字は半角とする。
- 6) 図、表、写真には[図1]、[表1]、[写真1]等の通し番号をつけ、本文の欄外に、それぞれの挿入位置を指定する。
- 7) 実践活動/症例報告ショートレポートは、概要（150文字）を含めて全体で3,000文字以内とする。なお、図・表・写真は小さめのもので、1つあたり500字と換算する。

#### 3. 原稿作成上の注意

- 1) 文章は、ひらがな、新かなづかいとし、漢字は原則として常用漢字とする。
- 2) 栄養学用語は、日本栄養・食糧学会編「栄養・食糧学用語辞典」、医学用語は、日本医学会医学用語管理委員会編「医学用語辞典」等に準ずること。
- 3) 機器、食品、試薬、材料、アプリケーションやオンラインサービスなどの商品名は論文タイトル、キーワードには使用しない。また、要旨中にも可能な限り使用しない。論文中に記載する場合は、原則として、本文中の初出時のみ「一般名（商品名：企業名※正式名称を記載）」と記載し、以降は一般名で記載する。機器等の商品名を繰り返し記載することが避けられない論文内容においても、編集委員会にて審査し修正等を依頼する場合がある。
- 4) 数量は算用数字を用い、桁数の多い数は3桁ごとにカンマで区切る。ただし、ページ数、通算番号（文献、特許等）の数字にはカンマを入れない。主な単位は次のように表す。km、cm、mm、nm、kg、g、mg、L、mL、kcal、mmol 等とする。
- 5) 論文中、繰り返し使われる語句に略語を用いてかまわないが、初出の時には省略しない。
- 6) 普通に用いられている外国語の術語、物質名などはカタカナとする（例：Paper chromatography→ペーパークロマトグラフィー）。カタカナにすることによって意味が不明瞭になるおそれがあるものはこの限りではない。
- 7) ビタミン名については、化学的意味が重要な場合は化合物名（例：チアミンなど）を用いるが、栄養学的意味に主眼をおいて用いる場合はビタミン名（例：ビタミンB<sub>1</sub>など）を用いてもよい。
- 8) データの統計学的取り扱いについては、統計学の専門家もしくは統計学に詳しい人に十分相談の上、正しい取り扱いをするように特に留意する。市販のコンピューターソフトを利用して処理した場合は、利用したソフト名（バージョン）を本文中に記載する。
- 9) 図や表を引用・転載した場合には、投稿前に著作権者の承諾を得て、それを証明する書類（書式自由）をあわせて提出する。引用文献番号に加えて、図や表の下に出典を明示する。
- 10) 本文中の年は西暦で記載する。文献に関しては、「4. 文献リスト」の項を参照のこと。
- 11) 本文は、大見出しI. II. III. …、中見出し1. 2. 3. …、小見出し1) 2) 3) …、などを用いて明瞭に区別する。
- 12) 文献は論文に直接関係のあるものとどめ、引用順とし、本文の最後に一括して記載する。本文中の引用文献番号は右肩付とする。連続する2つの文献を引用する場合、半角カンマと半角スペースで文献番号を区切る（例：1, 2）。連続しない3つ以上の文献を引用する場合、半角カンマと半角スペースで文献番号を区切る（例：1, 3, 5, 7, 10）。連続する3つ以上の文献を引用する場合、最初の文献番号と最後の文献番号を「～」でつなぐ（例：2～5）。また、本文中に著者名で引用する場合、著者が2名以下の場合にはすべての姓を記し（例：木戸・恩田<sup>1)</sup>）、3名以上の場合には最初の著者の姓を記し「ら」をつける（例：田口ら<sup>1)</sup>）。文献は、一般的に検索可能な公刊文献に限り、入手困難、検索不可能な文献は避ける（文献として引用できないものの例：社内資料、未発表論文、公刊されない学位論文、カタログ等）。
- 13) 著者貢献については、全ての著者の貢献についてイニシャルを用いて記載する（例：著者〇〇、△△は研究計画の立案、データ収集を行った。著者〇〇、□□はデータ解析および原稿の執筆を担当した。すべての著者は、原稿を批判的にレビュー・修正し、投稿を承認した）。

#### 4. 文献リスト

引用文献の記載は、下記のように欧文雑誌名は略記し、イタリック表記とする。和文雑誌名は略記しない。

##### 1) 【雑誌】

###### ①原著・短報、スポーツ栄養マネジメント報告、実践活動報告、症例報告、総説、資料の場合

著者名（和文はフルネームで、欧文は姓のみをフルスペル、その他はイニシャルのみで3名まで記し、それ以上の場合には「, 他」, 「, et al.」を用いて略記する）：論文標題, 雑誌名, 巻数, 初頁-終頁（発行年）

（和）金田美美, 菅野幸子, 佐野文美, 他：我が国の子どもにおける「やせ」の現状：系統的レビュー, 栄養学雑誌, 62, 347-353 (2005)

（洋）Rosell, M.S., Hellenius, M.L.B., de Faire, U.H., et al.: Associations between diet and the metabolic syndrome vary with the validity of dietary intake data, *Am. J. Clin. Nutr.*, 78, 84-90 (2003)

###### ②実践活動/症例報告ショートレポートの場合

著者名（和文はフルネームで、欧文は姓のみをフルスペル、その他はイニシャルのみで3名まで記し、それ以上の場合には「, 他」, 「, et al.」を用いて略記する）：雑誌名, 巻数, 初頁-終頁（発行年）（※下記のように論文タイトルを省略して記載する）

（和）金田美美, 菅野幸子, 佐野文美, 他：栄養学雑誌, 62, 347-353 (2005)

（洋）Rosell, M.S., Hellenius, M.L.B., de Faire, U.H., et al.: *Am. J. Clin. Nutr.*, 78, 84-90 (2003)

##### 2) 【単行本（報告書も含む）】著者名：論文標題, 書名, (編者), pp.初頁-終頁（発行年）, 出版社, 所在地

（和）健康・栄養情報研究会編：厚生労働省平成16年国民健康・栄養調査報告, pp.90 (2006), 第一出版, 東京

（洋）WHO: The World Health Report 2002: Reducing Risks, Promoting Healthy Life (2002), WHO, Geneva

##### 3) 【翻訳本】著者名：原著名/訳者名, 書名, pp.初頁-終頁（発行年）出版社, 所在地

Willet, W.: *Nutritional Epidemiology*, 2nd ed./田中平三監訳, 食事調査のすべて— 栄養疫学— (第2版), pp. 93-97 (2007), 第一出版, 東京

##### 4) 【インターネット上の文献】著者名\*: 表題名\*, URL, (アクセス日\*)

文部科学省, 厚生労働省: 疫学研究に関する倫理指針, <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/ikenkyu/ekigaku/sankousiryu19kaisei.html>, (2008年12月20日) (注\*: 明らかな場合。)

原則として、学術論文、単行本、翻訳本を引用すること推奨する。但し、公的機関が発表する資料、データベースなどでインターネット上にも存在するものに関しては引用を認める。

特定非営利活動法人 日本スポーツ栄養学会 御中

### 著作権委譲承諾書

特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会（以下、本学会）が発行若しくは公表する著作物の著作者又は本学会が開催する講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表者（以下、著作者等）は、本学会によって発行若しくは公表される投稿著作物、又は、本学会が開催する講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表資料、撮影写真、収録映像・音声並びに関連資料および素材等（それらに含まれる演者の肖像および成果物を含み、発表成果物という）について、以下のとおり保証し、かつ著作権を譲渡等いたします。

#### 第1 保証

著作者等は、投稿著作物又は発表成果物について、以下の各号記載の事項を保証し、確約します。

- 1) 著作者全員が投稿原稿を読み、投稿に同意していること。
- 2) 投稿著作物又は発表成果物が著作者自身の著作物であり、既にいずれかで出版公表されているものと同一ではないこと。
- 3) 投稿著作物又は発表成果物が既存の出版公表物などに対する知的財産権のいかなる侵害も含まないこと。
- 4) 投稿著作物又は発表成果物において、他から転載されているすべての図表について、転載許可を得ていること。
- 5) 投稿著作物又は発表成果物において、他の論文等の引用がある場合には、本学会が定める研究誌投稿規定および著作物の作成及び投稿に関するガイドラインの内容に従って引用を行っていること。
- 6) 投稿著作物又は発表成果物には、本学会の名誉を傷つけ、当該出版物の信用を毀損する盗用データ、捏造データや著作物に関する利害を持つ者の合意に反するものを含まないこと。
- 7) 投稿著作物又は発表成果物が共同著作物である場合には、代表して本書に署名する者が、すべての共同著作者から本書に署名することについて同意ないし必要な権利を得ていること。
- 8) 投稿著作物又は発表成果物についての問い合わせ、苦情、紛争などが発生した場合、著作者等はすべての責任を負うこと。

#### 第2 著作権譲渡等

著作者等は、投稿著作物又は発表成果物について、以下の各号記載の事項に同意します。

- 1) 投稿著作物又は発表成果物に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）を本学会へ譲渡すること。
- 2) 投稿著作物又は発表成果物について、本学会ならびに本学会から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、日本国著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）を行使しないこと。
- 3) 上記1号と矛盾する契約を他の第三者と締結しないこと。

#### 第3 著作者等の権利

著作者等は、投稿著作物又は発表成果物について、以下の各号記載の事項に同意します。

著作者等は、営利を目的としない場合において、投稿著作物又は発表成果物等を本条に定める限りにおいて利用することができる。

- 1) 著作者等は、投稿著作物又は発表成果物等を利用する場合、本学会事務局に事前に申出を行い、本学会の指示がある場合はその指示に従うこととし、利用した複製物あるいは著作物中に出典を明記することとする。
- 2) 著作者は、投稿著作物等の最終の投稿原稿について、出版物発行から12か月後に、著作者自身のWebサイト（著作者が主として所属する機関等のサイトを含む）において掲載することができる。ただし、掲載にあたっては出典を明記するとともに、下記に記載の利用上の注意事項を明記しなければならない。

#### 利用上の注意事項

本著作物の著作権は日本スポーツ栄養学会に帰属し、日本スポーツ栄養学会の許可のもとに掲載しております。ご利用にあたっては「著作権法」に従うことをお願いするとともに、許諾を必要とするような利用については一般社団法人学術著作権協会に許諾を得た上でご利用ください。

以上

日付 年 月 日

本原稿表題

著作者等（代表者）

署名者が代表する共同著作者すべての氏名

<利益相反がある場合>

## 利益相反開示書

年 月 日

下記投稿原稿は、投稿者のうちの1名あるいは複数名が、当該原稿の公表により利益を受ける可能性のある他者との間に、下記の利害関係を有していることを証します。

### 【投稿時原稿タイトル】

---

### 【投稿者氏名】

下記に投稿者全員の氏名を自署して下さい。

1.

---

2.

---

3.

---

4.

---

5.

---

6.

---

7.

---

8.

---

### 【利益相反の内容】

注1:利益相反の有無は当該原稿の採否とは無関係である。

注2: 利益相反の基準に関しては「日本スポーツ栄養学会 利益相反の取り扱いに関する規程」を参照。

\*用紙が足りない場合や投稿者が異なる機関等に所属する場合は、用紙をコピーして複数枚提出してかまいません。



〈利益相反がない場合〉

## 利益相反開示書

年 月 日

下記投稿原稿は、投稿者のうちの誰一人として、当該原稿の公表により利益を受ける可能性のある他者との間に、いかなる利益相反も有していないことを証します。

### 【投稿時原稿タイトル】

---

### 【投稿者氏名】

下記に投稿者全員の氏名を自署して下さい。

1.

---

2.

---

3.

---

4.

---

5.

---

6.

---

7.

---

8.

---

注1:利益相反の有無は当該原稿の採否とは無関係である。

注2:利益相反の基準に関しては「日本スポーツ栄養学会 利益相反の取り扱いに関する規程」を参照

\*用紙が足りない場合や投稿者が異なる機関等に所属する場合は、用紙をコピーして複数枚提出してかまいません。

## スポーツ栄養学領域での研究等の利益相反に関する指針

日本スポーツ栄養学会

## 序文

日本スポーツ栄養学会(以下、「本学会」という。)は、スポーツ栄養学の進歩・普及や、選手の競技力向上をはかり、もって国民の健康増進、スポーツの発展に寄与することを目的として設立された。かかる目的を達成するため、本学会は、広く一般市民を対象として、スポーツ栄養学に関する情報提供、スポーツ栄養学領域における研究の促進と情報交換を行うとともにスポーツ栄養学に関する高い専門性を有した管理栄養士、栄養士及びスポーツに携わる専門家を教育する。本学会会員は、スポーツ栄養という領域の特色から、産学連携としてスポーツメーカー及び食品メーカー等の企業との共同研究を実施し、また、当該企業から、協賛、顧問料、監修料及び商品の供与等を受けることがある。

産学連携による研究では、学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元(公的利益)だけではなく、産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など(私的利益)が発生する可能性がある。そして、これら二つの利益が研究者個人の中に生じる状態を利益相反(conflict of interest: COI)と呼ぶ。具体的には、外部との経済的な利益関係によって公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。利益相反状態が深刻となり公正かつ適正な判断が妨げられた場合には、研究における研究方法やデータ解析あるいは結果の解釈が歪められるなどの状況や、あるいは適切な研究方法から得られた信頼性の高い研究結果であるにもかかわらず公正な評価が得られないなどの状況が生じる可能性がある。

欧米では、産学連携による研究の適正な推進や学会発表での公明性確保のために、すでに多くの学会が研究における利益相反の管理指針を策定している。米国では、2010年に成立した医療保険改革法のSunshine条項のなかで、製薬・医療器具関連の企業は医師、医療機関などへの支払いをすべて開示することを法的に義務づけた(2013年からWeb上での公開を実施)。我が国では、2008年に「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」が策定され、公的研究の透明性を確保するために研究者と利害関係が想定される企業との利益相反についての管理指針が示された。このような状況をふまえて、2011年2月に日本医学会による「研究のCOIマネジメントに関するガイドライン」が公表された。そこでは、日本医学会各分科会が置かれているそれぞれの状況に応じた研究にかかる利益相反指針及びその細則などの策定における基本的な考え方が示されている。

## I. 目的

本学会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることを重く受け止めるとともに、会員による研究、調査及び実践活動報告等(以下、「研究等」という。)を積極的に推進することが重要であると考え、「スポーツ栄養学領域での研究における利益相反に関する指針」(以下、「指針」という。)をここに策定する。その目的は、会員に対して利益相反に関する指針を明確に示し、学会が会員の利益相反状態を適切に管理することにより、産学連携による研究・開発の公正性を確保した上で、研究成果の発表やそれらの普及・啓発活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、スポーツ栄養学の進歩に寄与することにより学会ならびに会員が社会的貢献を果たせるようにすることにある。

## II. 対象者

利益相反状態が生じる可能性のある以下の者に対し、本指針が適用される。

- ① 本学会会員
- ② 本学会の学会大会、講習会などで発表する者
- ③ 各委員会の委員長及び委員(オブザーバーを含む)、学会大会の実行委員など
- ④ 本学会の事務職員
- ⑤ ①ないし③の対象者と収入・財産を共有する者

## III. 対象となる活動

本学会が行うすべての事業活動に対して本指針を適用する。

- ① 学会大会及び講習会等の開催
- ② 学会研究誌、学術図書などの発行
- ③ 研究及び調査の実施
- ④ 研究の奨励及び研究業績の表彰
- ⑤ 公認スポーツ栄養士の認定
- ⑥ 生涯学習活動の推進
- ⑦ 関連学術団体との連携及び協力
- ⑧ 国際的な研究協力の推進
- ⑨ その他目的を達成するために必要な事業

特に、下記の活動を行う場合には、特段の指針遵守が求められる。

- 1) 本学会が主催する学会大会及び講習会等での発表
- 2) 学会研究誌などの刊行物での発表
- 3) 臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などでの作業

#### IV. 申告すべき事項

対象者は、個人における以下の①ないし⑩の事項で、規程で定める基準を超える場合には、その正確な状況を会長に申告するものとする。なお、申告された内容の具体的な開示、公開の方法については別に規程で定める。

- ① 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職などへの就任
- ② 企業の株の保有
- ③ 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
- ④ 企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席(発表)に対し、対象者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)
- ⑤ 企業・法人組織、営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- ⑥ 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費(受託研究費、共同研究費など)
- ⑦ 企業・法人組織、営利を目的とする団体から研究で使用する資材・機材・場所・設備・人材等の無償もしくは有利な価格での提供
- ⑧ 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する奨学(奨励)寄付金
- ⑨ 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座
- ⑩ その他、上記以外の旅費(学会参加など)や贈答品などの受領

#### V. 利益相反状態の回避

##### 1. 全ての対象者が回避すべきこと

研究等の結果の公表やガイドラインなどの策定は、純粹に科学的な判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。会員は、研究等の結果を会議・論文などで発表する、あるいは発表しないという決定や、研究の結果とその解釈といった本質的な発表内容について、その研究等の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約書を締結してはならない。

##### 2. 研究の試験責任者が回避すべきこと

研究等の計画・実施に決定を持つ責任者は、次の利益相反状態となることを回避すべきである。

- ① 研究等を依頼する企業の株の保有
- ② 研究等の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得
- ③ 研究等を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問（無償の科学的な顧問は除く）

ただし、対象者が①ないし③に該当する場合であっても、当該研究等を計画・実行する上で必要不可欠な人材の場合には、その判断と措置の公平性、公正性及び透明性が明確に担保されるかぎり、当該研究等の試験責任者に就任することが可能である。

## VI. 実施方法

### 1. 会員の責務

会員は、研究等の成果を学会研究誌や学会大会等で発表する場合、当該研究等実施に関わる利益相反状態を発表時に、本学会の規程にしたがい、所定の書式で適切に申告するものとする。研究などの発表との関係で、本指針に反するとの指摘がなされた場合には、理事会は利益相反委員会に審議を求め、その答申に基づき、適切な措置方法を講ずる。

### 2. 役員等の責務

本学会の役員（会長、副会長、理事、監事）、学会大会会長（次期大会会長、次々期大会会長を含む）、各委員会委員長及び委員（オブザーバーを含む）は、学会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる利益相反状態については、就任した時点で自己申告を行う義務を負うものとする。なお、本学会の役員及び学会大会会長は、当該候補者となった時点で、過去 1 年間における利益相反状態の有無を申告しなければならない。また、就任後、新たに利益相反状態が発生した場合には規程にしたがい、修正申告を行うものとする。

### 3. 利益相反委員会の役割

利益相反委員会は、本学会が行うすべての事業において、重大な利益相反状態が会員に生じた場合、あるいは、利益相反の自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合、当該会員の利益相反状態を管理するためにヒアリングなどの調査を行い、その結果を理事会に答申する。

### 4. 理事会の役割

理事会は、本指針の対象者が本学会の事業を遂行するうえで、重大な利益相反状態が生じた場合、あるいは利益相反の自己申告が不適切であると認めた場合、利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

## 5. 学会大会会長及び講習会・教育セミナー等の担当責任者の役割

学会大会会長及び講習会・教育セミナー等の担当責任者は、全ての発表者に対して、本指針に沿った発表を行うことと、その発表に関連する利益相反状態の有無を開示することを求める。本指針に反する発表であることが事前に判明した場合は、発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際に学会大会会長および講習会・教育セミナー等の担当責任者は理事会に意見を求めることができる。

## 6. 研究誌編集委員会の役割

研究誌編集委員会は、学会研究誌などの刊行物で研究等の成果の原著論文、総説などが発表される場合、全ての発表者に対して、本指針に沿った発表を行うことと、その発表に関連する利益相反状態の有無を開示することを求め、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。本指針に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに研究誌編集委員長名でその旨を公知することができる。なお、これらの措置の際に研究誌編集委員長は理事会に意見を求めることができる。

## 7. その他

その他の委員長・委員は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討する。なお、これらの対処については理事会に意見を求めることができる。

## VII. 指針違反者への措置と説明責任

### 1. 指針違反者に対する措置

本学会理事会は、別に定める規則により、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有しており、利益相反委員会に諮問し、答申を得たうえで、理事会で審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

- ① 本学会が開催するすべての講演会での発表禁止
- ② 本学会の刊行物への論文掲載禁止
- ③ 本学会の学会大会の大会会長及び実行委員への就任禁止
- ④ 本学会の理事会、委員会、作業部会への参加禁止
- ⑤ 本学会の評議員の解任、あるいは評議員になることの禁止

⑥ 本学会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

指針違反者に対する措置が確定した場合、会長へ情報提供を行うものとする。

2. 不服の申立

被措置者は、本学会に対し不服申立をすることができる。会長は、これを受理した場合、速やかに不服申立審査委員会(暫定諮問委員会)を設置して審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

3. 説明責任

本学会は、自らが関与する場所で発表された研究等の成果について、重大な本指針の違反があると判断した場合は、直ちに理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たさねばならない。

## VIII. 規程の制定

1. 本指針を実際に運用するために必要な規程は別に定める。
2. 規程は利益相反委員会で審議され、理事会の議を経て改廃することができる。

## IX. 施行日

本指針は、2019年8月24日から1年間を試行期間とし、その後に完全実施とする。ただし、試行期間中は罰則規定を適用しない。

## 日本スポーツ栄養学会 利益相反の取り扱いに関する規程

日本スポーツ栄養学会利益相反委員会

### 第1章 研究発表活動にかかる利益相反事項の届出と公表

#### 第1条(本学会講演会などにおける利益相反事項の申告)

1 発表者は、日本スポーツ栄養学会(以下、「本学会」という。)が主催する講演会(学会大会及び講習会等)で研究等に関する発表・講演を行う場合、発表する研究等に関連する企業や営利を目的とした団体との経済的な関係について過去1年間における利益相反状態の有無を、所定の様式により自己申告しなければならない。自己申告は、学会大会については、主催者の指定する期日までに、講習会・教育セミナーについては、講演依頼に対する承諾書とともに行なわなければならない。

発表者は、該当する利益相反状態について、発表スライドの最初(または演題・発表者などを紹介するスライドの次)に、あるいはポスターの最後に、所定の様式により開示するものとする。

2 「研究等に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」とは、研究等に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする。

- ① 研究等を依頼し、または、共同で行った関係(有償無償を問わない)
- ② 研究等において評価される薬剤・食品、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- ③ 研究等において使用される薬剤・食品・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- ④ 研究等について助成・寄付などを行っている関係
- ⑤ 研究等において未承認の医薬品や医療器械などを提供している関係
- ⑥ 寄付講座などのスポンサーとなっている関係

3 発表演題に関連する「研究等」とは、スポーツ栄養学の進歩や選手の競技力向上等を目的として行われる産学連携の研究、調査及び実践活動報告等をいう。

#### 第2条(利益相反自己申告の基準について)

利益相反自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

- ① 当該の研究等に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体(以下、企業・組織や団



体という)の役員、顧問職などとしての給与については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。

- ② 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- ③ 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- ④ 企業・組織や団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- ⑤ 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- ⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から研究等(受託研究費、共同研究費など)に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。
- ⑦ 企業・組織や団体が研究のために提供する資材・機材・場所・設備・人材等の無償もしくは有利な価格での提供の総額が年間100万円以上とする。
- ⑧ 企業・組織や団体が提供する奨学(奨励)寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。
- ⑨ 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- ⑩ その他、研究等とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

但し、⑥、⑦については、発表者個人か、発表者が所属する部局(講座、分野)あるいは研究室などへ当該の研究等の成果の発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある。

### 第3条(学会研究誌などにおける届出事項の公表)

- 1 本学会研究誌などで発表(総説、原著論文など)を行う著者全員は、発表内容が本規程第1条2項に規定された企業・組織や団体と経済的な関係を持っている場合、投稿時から遡って過去1年間以内における利益相反状態を投稿規程に定める様式を用いて事前に本学会編集事務局へ届け出なければならない。申告には、収入・財産を共有する者の利益相反状態の有無も含めるものとする。責任著者は当該論文にかかる著者全員から利益相反状態に関する申告書を取りまとめて提出し、記載内容について責任を負うことが求められる。この「利益相反」の記載内容は、論文末尾、謝辞または文献の前に掲載される。規定された利益相反状態がない場合は、「開示すべき利益相反はない」などの文言が同部分に記載される。投稿時に明らかにする利益相反状態は、「スポーツ栄養学領域での研究等の利益相反に関する指針」のIV. 申告すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示すべき事項について、自

己申告が必要な金額は本規程第2条にしたがう。本学会刊行物での発表もこれに準じる。なお、届けられた「利益相反自己申告書」は論文査読者には開示しない。

- 2 本学会大会及び講習会・教育セミナー等で発表（一般演題、教育講演、シンポジウムなど）を行う発表者は、発表内容が本規程第1条2項に規定された企業・組織や団体と経済的な関係を持っている場合、発表時から遡って過去1年間以内における利益相反状態を所定の方法により事前に学会大会事務局もしくは講習会・教育セミナー等の関連事務局へ届け出なければならない。発表者は当該発表にかかる共同発表者全員から利益相反状態に関する申告書を取りまとめて提出し、記載内容について責任を負うことが求められる。この「利益相反」の記載内容は、発表スライドの冒頭に掲載される。規定された利益相反状態がない場合は、「開示すべき利益相反はない」などの文言が同部分に記載される。発表時に明らかにする利益相反状態は、「スポーツ栄養学領域での研究等の利益相反に関する指針」のIV. 申告すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は本規程第2条にしたがう。

## 第2章 学会役員等としての活動にかかる利益相反事項の取扱い

### 第4条（役員、委員長、委員などの利益相反申告書の提出）

- 1 本学会の役員（会長、副会長、理事、監事）、学会大会会長（次期大会会長、次々期大会会長を含む）、各種委員会の委員長および委員（オブザーバーを含む）、本学会の事務職員は、「スポーツ栄養学領域での研究等の利益相反に関する指針」のIV. 申告すべき事項について、就任時の前年度 1 年間における利益相反状態の有無を所定の様式にしたがい、就任時と、就任後は1年ごとに、利益相反自己申告書を学会事務局へ提出し、利益相反員会で検証されなければならない。なお、本学会の役員及び学会大会会長は、当該候補者となった時点で、過去 1 年間における利益相反状態の有無を学会事務局に届け出なければならない。既に利益相反自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。

但し、利益相反の自己申告は、本学会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

- 2 各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、本規程第2条で規定された基準額とし、所定の様式にしたがい、項目ごとに金額区分を明記する。申告書には提出時の前年1年間分の利益相反相反状態を記入する。但し、役員などは、在任中に新たな利益相反状態が発生した場合には、8週以内に所定の様式により報告する義務を負うものとする。

## 第3章 利益相反情報の管理・利用・公表等

#### 第5条（管理に関する原則）

- 1 学会大会発表及び講習会・教育セミナー等のための主催者指定の期日あるいは本学会研究誌への論文投稿時に提出される利益相反自己申告書は、提出の日から3年間、会長の監督下に学会事務局で厳重に保管されなければならない。
- 2 本学会の理事・関係役職者は、本規程にしたがい、提出された自己申告書をもとに、当該個人の利益相反状態の有無・程度を判断し、本学会としてその判断にしたがった管理ならびに措置を講ずる場合、当該個人の利益相反情報を随時利用できるものとする。  
但し、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らし開示が必要とされる者以外の者に対して開示してはならない。

#### 第6条（不要情報の削除）

役員の任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する利益相反情報の書類なども、最終の任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から3年間、会長の監督下に学会事務局で厳重に保管されなければならない。3年間の期間を経過した者については、会長の監督下において速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないとして理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者の利益相反情報の削除・廃棄を保留できるものとする。学会大会会長に関する利益相反情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

#### 第7条（利益相反情報の開示・公表）

- 1 利益相反情報は、第5条2項の場合を除き、原則として非公開とする。
- 2 利益相反情報は、学会の活動、委員会の活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表することができる。
- 3 開示もしくは公表される利益相反情報の当事者は、理事会に対して意見を述べることができる。  
但し、開示もしくは公表について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。
- 4 非会員から特定の会員を指名しての開示請求(法的請求も含めて)があつた場合、妥当と思われる理由があれば、会長からの諮問を受けて利益相反委員会が個人情報の保護のもとに適切に対応する。しかし、利益相反委員会で対応できないと判断された場合には、会長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成される利益相反調査委員会を設置して諮問する。委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は利益相反

調査委員会委員を兼ねることはできない。利益相反調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。

#### 第8条（利益相反委員会）

利益相反委員会の詳細については、委員会細則〈総則〉及び利益相反委員会細則による。

#### 第9条（違反者に対する措置）

- 1 本学会研究誌などで発表を行う著者、ならびに本学会大会及び講習会・教育セミナー等の発表予定者によって提出された利益相反自己申告事項について、編集委員会や大会学術担当者（例：実行委員長など）にて疑義もしくは社会的・道義的問題が発生したと判断された場合、編集委員長または学会大会会長及び講習会・教育セミナー等の担当責任者は事案について十分な調査、ヒアリングなどを行い、掲載や発表の差し止めなどの必要な措置を講ずることができる。なお、これらの措置の際に編集委員長、学会大会会長及び講習会・教育セミナー等の担当責任者は理事会に意見を求めることができる。理事会への報告が、深刻な利益相反状態であることを判定するものである場合は、理事会は事案について利益相反委員会に諮問し、対応を協議することができる。事案について、本学会として社会的説明責任を果たすために利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを行ったうえで適切な措置を講ずる。深刻な利益相反状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事会は、利益相反委員会からの答申をもとに審議のうえ、当該発表予定者の論文発表や学会発表の差し止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、理事会は事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本学会の定款にしたがい、会員資格などに対する措置を講ずる。
- 2 本学会の役員、各種委員会委員長、利益相反自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告された利益相反事項に問題があると利益相反委員会の検証によって指摘された場合には、利益相反委員会委員長は文書をもって会長に報告し、会長は速やかに理事会で審議をし、理事会として当該指摘を承認するか否かを議決しなければならない。当該指摘が承認された時、役員および役員候補者にあつては退任し、また、その他の委員に対しては、当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。

#### 第10条（不服申立審査請求）

- 1 第9条1項により、本学会事業での発表（学会研究誌、学会大会及び講習会・教育セミナー等）に対して違反措置の決定通知を受けた者ならびに、第9条2項により役員の退任あるいは委員委嘱の撤回を受けた候補者は、当該結果に不服があるときは、理事会議決の結果の通

知を受けた日から7日以内に、会長宛ての不服申立審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。

- 2 審査請求書には、会長が文書で示した撤回の理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、会長に開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。但し、その情報は不服申立が認められた場合には利益相反情報として取り扱われるものとする。

#### 第11条（不服申立審査手続）

- 1 不服申立審査請求を受けた場合、会長は速やかに不服申立審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は会長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う。
- 2 不服申立審査請求者は、審査に関する第1回の委員会の7日前までに、不服申立審査請求書の補充書並びに資料を追加して提出することができる。その場合は、第10条2項の規定を準用する。
- 3 審査委員会は、当該不服申立にかかる利益相反委員会委員長ならびに不服申立審査請求者から必要がある時は意見を聴取することができる。但し、定められた意見聴取の期日に出頭しない場合は、その限りではない。
- 4 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に不服申立に対する答申書をまとめ、会長に提出する。

#### 第12条（不服申立審査委員会決定の最終処分性）

不服申立請求に対する不服申立審査委員会の決定は、最終のものとする。

#### 第13条（規程の変更）

本規程は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。利益相反委員会は、本規程の見直しのための審議を行い、理事会の決議を経て、変更することができる。

#### 附則

##### 第1条（施行期日）

本規程は、2019年8月24日から1年間を試行期間とし、その後に完全実施とする。ただし、試行期間中は罰則規定を適用しない。

#### 第2条(本規程の改正)

本規程は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正及び整備ならびにスポーツ栄養学をめぐる諸条件の変化に適合させるために、原則として、数年ごとに見直しを行うこととする。

#### 第3条(役員などへの適用に関する特則)

本規程施行のときに既に本学会役員などに就任している者については、本規程を準用して速やかに所要の報告などを行わせるものとする。

## 著作権規程

2020年11月9日制定

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会（以下「本学会」という。）が発行又は公表する著作物の著作権に係る必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は次の通りとする。

- (1) 「著作者等」とは本学会が発行若しくは公表する著作物の著作者又は本学会が開催する講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表者をいう。
- (2) 「本学会著作物」とは本学会が発行又は公表する著作物をいう。
- (3) 「投稿著作物」とは本学会著作物に投稿される著作物をいう。
- (4) 「発表成果物」とは本学会が開催する講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表資料、撮影写真、収録映像・音声並びに関連資料および素材等（それらに含まれる演者の肖像および成果物を含む）をいう。

### (著作権の譲渡)

第3条 投稿著作物又は発表成果物の著作者等は、本学会著作物のうち以下の各号に掲げるものについては、予め著作権譲渡等同意書を提出しなければならない。

- (1) 日本スポーツ栄養学会誌
  - (2) 日本スポーツ栄養学会大会要旨集・論文集
  - (3) 本学会 Web サイトのうち、コラム・大会報告など、本学会が必要と定めたもの
  - (4) 講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表成果物のうち、本学会が著作権譲渡と定めたもの
  - (5) 前各号以外で本学会が必要と定めたもの
- 2 前項1号乃至3号に掲げるものに著作者等が投稿する場合、投稿著作物の国内外における一切の著作権は、最終原稿が本学会に投稿された時点より本学会に帰属するものとする。
- 3 1項4号に掲げる発表成果物の国内外における一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規程するすべての権利を含む。）は、本学会が著作者等より著作権譲渡等同意書を受領した時点より本学会に帰属するものとする。
- 4 前各項にかかわらず、特別な事情により、前各項が適用できない場合、著作者等は最初の投稿時にその旨を本学会事務局まで文書にて申し出なければならない。この

場合には、投稿著作物の著作権の取扱いは著作者等と本学会の間で協議により決定するものとする。

- 4 前各項にかかわらず、投稿著作物が本学会著作物に掲載されないことが決定された場合又は発表成果物が発表されない場合には、当該著作物の著作権は本学会から著作者に返還する。

#### (著作者等の権利)

- 第4条 著作者等は、営利を目的としない場合において、第3条の規程により本会に著作権が帰属することとなった投稿著作物を本条に定める限りにおいて利用することができる。
- 2 著作者は本条により投稿著作物を利用する場合、本学会事務局に事前に申出を行い、本学会の指示がある場合はその指示に従うこととし、利用した複製物あるいは著作物中に出典を明記することとする。
  - 3 著作者は、投稿著作物の最終の投稿原稿について、出版物発行から12か月後に、著作者自身の Web サイト（著作者が主として所属する機関等のサイトを含む）において掲載することができる。ただし、掲載にあたっては出典を明記するとともに、著作権譲渡等同意書に記載の利用上の注意事項を明記しなければならない。

#### (著作物等の利用許諾)

第5条 本学会は、以下の各号に掲げる本学会著作物への投稿著作物又は発表成果物について、著作権許諾等同意書の提出を求めることがある。

- (1) 講習会、研究会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表成果物
- (2) 前各号以外で責任編集母体が必要と定めたもの
- 2 前項により著作者等は、以下の各号に掲げる利用を、特段の取り決めがない限り、無償にて許諾するものとする。
  - (1) 投稿著作物又は発表成果物の参加者への配布又は送信
  - (2) 投稿著作物又は発表成果物が、本学会が運営または提供するインターネット等による配信サービス等と配信に伴う広報（本学会の Web サイトや SNS、ポスター等）において利用されること（送信可能化（アップロード）および公衆送信、並びにそれに伴う複製・編集を含む）
  - (3) 投稿著作物又は発表成果物の翻訳又はこれに伴う改変及び電子的配布に伴う改変を行い、公表する行為

#### (著作者人格権の不行使)

第6条 投稿著作物又は発表成果物の著作者等は、本学会ならびに本学会から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、日本国著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）を行使し



ないものとする。

(第三者への委託)

第7条 本学会は本学会著作物又は発表成果物の出版等を、第三者に委託する場合があり、著作者等はこれに承諾するものとする。

(著作権侵害及び紛争処理)

第8条 第3条により本学会に著作権が帰属した投稿著作物及び第5条により本学会に利用許諾された発表成果物について、第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、本学会は当該投稿著作物又は発表成果物の公開を中止し、一切の責任は当該著作者等が負うものとする。

2 第3条により本学会に著作権が帰属した投稿著作物及び第5条により本学会に利用許諾された発表成果物について、第三者による著作権侵害又は侵害の疑いのある行為があった場合、本学会と著作者等が対応について協議し、解決を図るものとする。

(本学会の解散)

第9条 本学会が解散し、別の団体又は法人（以下「承継団体」という。）が本学会の事業を承継した場合、第3条により本学会に帰属した著作権及び第5条により本学会に許諾された利用は、総会の承認を得た場合、承継団体に承継することとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附則 本規程は令和2年11月9日より施行する。

2 令和2年11月9日以前の投稿著作物については著作者等から申出があり、本学会が当該申出について正当な事由があると認めた場合を除き、本規程に従って取り扱うこととする。

## 著作物の作成及び投稿に関するガイドライン

令和2年11月9日制定

### 1. ガイドラインの方針

このガイドラインは、JSNAが発行若しくは公表する著作物、又は、主催、共催する講習会に用いる著作物作成及びその投稿上の注意事項をまとめたものである。

### 2. 用語の定義

- 1) 「著作者等」とは本学会が発行若しくは公表する著作物の著作者又は本学会が開催する講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表者をいう。
- 2) 「本学会著作物」とは本学会が発行又は公表する著作物をいう。
- 3) 「投稿著作物」とは本学会著作物に投稿される著作物をいう。
- 4) 「発表成果物」とは本学会が開催する講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表資料、撮影写真、収録映像・音声並びに関連資料および素材等（それらに含まれる演者の肖像および成果物を含む）をいう。

### 3. 共通事項

#### 1) パブリシティ権（肖像を商業的に利用する権利）に関する事項

他者がパブリシティ権を保有すると考えられる写真の転載は、演者、講師、執筆者、制作者が事前に保有者の承諾を得た上で公表し、出所を明示する。

#### 2) 著作権に関する事項

他者が著作権を保有する図・表・文章・画像・動画の引用は、以下の要件を満たすこととする。

- ① 著作物が公表されていること
- ② 引用する文章の長さや図表の数量が、客観的に見て必要な範囲内となっていること
- ③ 利用元の著作物名、発行年など出所を必ず明示すること
- ④ 自らの著作物が主で、引用する著作物が従であること
- ⑤ 原則として改変を加えず、原型を保持して掲載すること  
\*むやみに改変を加えると、原著者の意に反する場合、刑事罰に係る罰則が設けられている著作者人格権に抵触する恐れがある

#### 4. 著作権の譲渡に係る事項

- 1) 投稿著作物又は発表成果物の著作者等は、本学会著作物のうち以下の①～④に掲げるものについては、予め著作権譲渡等同意書を提出しなければならない。
  - ①日本スポーツ栄養学会誌
  - ②日本スポーツ栄養学会大会要旨集・論文集
  - ③本学会 Web サイトのうち、コラム・大会報告など、本学会が必要と定めたもの
  - ④講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表成果物のうち、本学会が著作権譲渡と定めたもの
  - ⑤前各号以外で本学会が必要と定めたもの
- 2) 1)-①～③に掲げるものに著作者等が投稿する場合、投稿著作物の国内外における一切の著作権は、最終原稿が本学会に投稿された時点より本学会に帰属するものとする。
- 3) 1)-④に掲げる発表成果物の国内外における一切の著作権（日本国著作権法第 21 条から第 28 条までに規程するすべての権利を含む。）は、本学会が著作者等より著作権譲渡等同意書を受領した時点より本学会に帰属するものとする。
- 4) 特別な事情により、1)～3)が適用できない場合、著作者等は最初の投稿時にその旨を本学会事務局まで文書にて申し出なければならない。この場合には、投稿著作物の著作権の取扱いは著作者等と本学会の間で協議により決定するものとする。
- 5) 1)～4)にかかわらず、投稿著作物が本学会著作物に掲載されないことが決定された場合又は発表成果物が発表されない場合には、当該著作物の著作権は本学会から著作者に返還する。
- 6) 投稿著作物又は発表成果物の著作者等は、本学会ならびに本学会から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、日本国著作権法第 18 条（公表権）、第 19 条（氏名表示権）及び第 20 条（同一性保持権）を行使しないものとする。
- 7) 著作者等は、営利を目的としない場合において、本学会に著作権が帰属することとなった著作者等自身の投稿著作物を本条に定める限りにおいて利用することができる。
- 8) 著作者は著作者等自身の投稿著作物を利用する場合、本学会事務局に事前に申出を行い、本学会の指示がある場合はその指示に従うこととし、利用した複製物あるいは著作物中に出典を明記することとする。

9) 著作者は、著作者等自身の投稿著作物の最終の投稿原稿について、出版物発行から12か月後に、著作者自身のWebサイト（著作者が主として所属する機関等のサイトを含む）において掲載することができる。ただし、掲載にあたっては出典を明記するとともに、著作権譲渡等同意書に記載の利用上の注意事項を明記しなければならない。

#### 5. 著作物の利用許諾に係る事項

1) 本学会は、以下の①、②に掲げる本学会著作物への投稿著作物又は発表成果物について、著作権許諾等同意書の提出を求めることがある。

① 講習会、研究会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表成果物

② 前各号以外で責任編集母体が必要と定めたもの

2) 前項により著作者等は、以下の①～③に掲げる利用を、特段の取り決めがない限り、無償にて許諾するものとする。

① 投稿著作物又は発表成果物の参加者への配布又は送信

② 投稿著作物又は発表成果物が、本学会が運営または提供するインターネット等による配信サービス等と配信に伴う広報（本学会のWebサイトやSNS、ポスター等）において利用されること（送信可能化（アップロード）および公衆送信、並びにそれに伴う複製・編集を含む）

③ 投稿著作物又は発表成果物の翻訳又はこれに伴う改変及び電子的配布に伴う改変を行い、公表する行為

3) 投稿著作物又は発表成果物の著作者等は、本学会ならびに本学会から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、日本国著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）を行使しないものとする。

#### 6. 著作権侵害及び紛争処理に係る事項

1) 本学会に著作権が帰属した投稿著作物又は本学会に利用許諾された発表成果物について、第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、本学会は当該投稿著作物又は発表成果物の公開を中止し、一切の責任は当該著作者等が負うものとする。

2) 2 第3条により本学会に著作権が帰属した投稿著作物及び第5条により本学会に利用許諾された発表成果物について、第三者による著作権侵害又は侵害の疑いのある行為があった場合、本学会と著作者等が対応について協議し、解決を図るものとする。

## 7. 著作物の利用方法について

### 1) 研究誌に関する事項

- ①図や表を利用（転載）する場合には、投稿前に著作権者の承諾を得て、それを証明する書類（書式自由）をあわせて提出する。また、掲載箇所には、引用文献番号に加えて、図や表の下に出典を必ず明示する。
- ②その他については投稿規程に準ずる。

### 2) オフライン及びオンラインでの講習会、セミナー、シンポジウム、学会大会等における上映、資料配布、動画配信、資料公開に共通する事項

#### 【引用・転載について】

- ①他者の論文の図表を利用する際、改変せずにそのまま利用し（論文 PDF をスクリーンショットしたものなど）、出典を明記する。ただし、図表の大きさを少し変えたり、フォントを変更したりする程度であれば翻案や改変行為にはあたらないと考えられるため、問題ないものとする。
- ②他者の論文の図表のみを 1 枚のスライドの中に大きく掲載するような場合は、他者の著作物が「主」となってしまい、「引用」の範囲から外れると判断される可能性がある。他の著作物を掲載する場合は、1 枚のスライドの中に掲載理由や自説が「主」となり、引用する図表が「従」となるように配置することとする。
- ③他者の論文を引用する場合には、一定の範囲で自由利用を認める雑誌形態であるオープンアクセス誌を活用する。
- ④書籍などから図を引用する場合には、著者もしくは出版社から許諾を得ることが望ましい。
- ⑤選手やプロチームが写っている写真の転載は、撮影者の著作権に加え、選手やプロチームのパブリシティ権（肖像を商業的に利用する権利）に抵触する恐れがあるため、使用する演者、講師、執筆者、製作者は、事前に撮影者および選手・チームあるいはその代理人に承諾を得た上で出所を明示した上で使用する。

#### 【資料の配布・送信について】

- ⑥資料を配布する場合は、参加者に限定して配布する（頒布することで著作権侵害のリスクが高くなる）。
- ⑦特に、参加費を伴う講習会などの場合であり、多数の参加者に資料を配布するような場合には、②に記載の主従関係の確認がより重要である（心配な場合には、事実（「著者は、……のように報告している」や数値）を載せる程度にしておく）。

#### 【フリー素材等の利用について】

- ⑧ ネット上等において無料提供されている画像等の使用は、サイト上に表示された利用条件を確認し、その範囲内で利用する。
  - ⑨ 以下の例にあげた物の利用については、著作権に係る特段の注記がなされていなくとも、無断で利用することによって著作権侵害となる恐れがある。
    - (ア) 検索エンジンの画像検索で見つけた写真やイラスト
    - (イ) 他社が提供する地図
    - (ウ) 音楽や映像、動画などの素材
  - ⑩ 「著作権フリー」と「フリー素材」では以下の通り意味が異なり、利用する際に注意が必要である。
    - (ア) 著作権フリー：著作権保護期間が終了しているもの。
    - (イ) フリー素材：著作者の表明している条件の範囲内で自由な利用が認められるものであって、料金を支払うことでさらなる範囲の利用が認められるものもある。
  - ⑪ 特にフリー素材を利用する場合には、ダウンロードサイトの利用規約の確認、ならびに素材の著作権の帰属先を必ず確認して利用する必要がある。
  - ⑫ フリー素材ではない著作物（出版物、音楽、動画、HP やブログの画像など）を利用したい場合は、著作権者に利用許諾を得る。
- 3) オンラインによる動画配信及び資料公開において特に注意すべき事項
- ① 一般的には配信先が 50 名を超える場合、「公衆送信」にあたりとみなされることがある。したがって、少なくとも視聴・閲覧については参加者に限定しておくこと。
  - ② 動画配信後、録画された動画を再度閲覧できるようにすることは、基本的に行わない。止むを得ず実施する場合は、視聴者を限定（パスワードの設定等）すること。
  - ③ 動画配信において公開した資料を HP 上等で再度公開する場合においては、参加者に限定することを基本とする。必要に応じて参加者以外に資料を公開する場合には、第三者に情報を譲渡しない旨を予め伝えること。
  - ④ 動画配信で他者の動画 (YouTube など) を利用する場合は、URL の提示のみに留める。
- 4) ホームページに記事投稿を行う場合に注意すべき事項
- 上記 2)、3) に準ずる。